

川崎市訓令第7号

健康福祉局

建設緑政局

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市職員の勤務時間等に関する規程（昭和35年川崎市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表健康福祉局の部保健医療政策部の款中央卸売市場食品衛生検査所の項を次のように改める。

中央卸売市場食品衛生検査所	中央卸売市場食品衛生検査所に勤務する職員	38時間45分 (所長)	1 日勤 8:30~17:15 2 変則勤務 (1) 4:00~12:45 (2) 7:30~16:15	1 日勤 12:00~13:00 2 変則勤務 勤務時間の途中において1時間	日曜日及び 4週間を通じ4日
---------------	----------------------	-----------------	--	---	-------------------

別表建設緑政局の部緑政部の款夢見ヶ崎動物公園の項を次のように改める。

夢見ヶ崎動物公園	夢見ヶ崎動物公園に勤務する職員（動物の飼育業務に従事する職員及び診療業務に従事する職員を除く。）	38時間45分 (園長)	8:30~17:15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
	動物の飼育業務に従事する職員及び診療業務に従事する職員	38時間45分 (園長)	1 日勤 8:30~17:15 2 変則勤務 (1) 7:00~15:45 (2) 7:30~16:15 (3) 9:30~18:15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。